

有田川町農業振興地域整備計画策定に係る業務委託における  
公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月 有田川町

## 1 業務の目的

本業務は平成14年策定の吉備農業振興地域整備計画及び平成15年策定の金屋農業振興地域整備計画、平成9年策定の清水農業振興地域整備計画について、平成18年の3町（吉備町・金屋町・清水町）合併、自然環境や社会情勢の変化、農業を取り巻く環境の変動に対応するため、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号、平成27年改正、以下「法」という。）に基づき、基礎調査を行い、農業の健全な発展と地域資源の合理的・効果的活用に寄与するための「有田川町農業振興地域整備計画」を策定するものとする。

## 2 契約の概要

本業務は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずるため、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2に基づく基礎調査及び同法第13条第1項に基づく農業振興地域整備計画の変更を行う。

なお、本業務は令和3年度より実施される「有田川町都市計画マスタープラン策定及び都市計画区域・用途地域見直し業務」と連動した業務実施を行うものとする。また、これに伴い、和歌山県が指定する農業振興地域界の変更に必要な業務にも対応し実施するものとする。

## 3 提案限度額

12,749,000円（消費税込み：令和3年度～令和4年度）

## 4 参加資格要件

次に掲げる条件すべて満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 公告日において、令和3年度の有田川町競争入札参加資格を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、有田川町暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと  
平成22年度から令和2年度までの間に地方公共団体の農業振興地域整備計画策定に関する業務の履行実績を有する者。
- (7) ISMS（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得、又はプライバシーマークの付与を受けていること。または、機密保持に関する社内規定等を整備していること。

## 5 参加申し込みと選考スケジュール

参加申し込み	令和3年7月19日（月）から令和3年7月30日（金）午後5時まで  「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）」及び「業務経歴書（様式2）」を提出して下さい。 提出方法：様式1及び様式2に必要事項を記入し、電子メールに添付し、産業課へ提出して下さい。  ※参加資格の確認を行い、令和3年8月3日（火）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	令和3年7月19日（月）から令和3年7月27日（火）正午まで  「質問票（様式3）」に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出して下さい。 ※電子メール以外（電話等）による質問には回答いたしません。  回答は令和3年7月29日（木）正午までに、ホームページにて公開します。
企画提案書等の提出について	令和3年8月3日（火）から令和3年8月26日（木）までの土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）。
ヒアリング審査（書類審査）	令和3年9月2日（木）にヒアリング審査を予定しております。  企画提案書の提出者が5社を超える場合は、書類審査を行う場合があります。書類審査を行った場合は令和3年8月31日（火）までに結果を電子メールにて通知いたします。
結果通知	令和3年9月8日（水）までに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	令和3年9月中旬までに契約締結を予定しております。

## 6 企画提案書等の提出

以下の内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）し提出して下さい。

### (1) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の経歴、農業振興地域整備計画策定に関する業務実績、現在の手持ち業務

- (2) 業務実施方針  
業務の方向性や方針、有資格者数の確保、研修、検証の仕組み、運営体制
- (3) 課題設定及び解決策の提案  
社会情勢や有田川町の現状等を分析し、有田川町における農業振興について課題を設定する。また、課題解決に向け、本業務を生かした方策を提案する。
- (4) 業務工程表
- (5) 見積書及び積算内訳書

## 7 評価基準

以下の項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

- 1) 業務経歴等
  - (ア) 企業の業務実績（10点）
  - (イ) 業務担当者等の能力（20点）
- 2) 業務実施計画等
  - (ア) 業務実施方針（30点）
  - (イ) 課題の設定及び解決策の提案（25点）
  - (ウ) 工程計画（5点）
  - (エ) 取組意欲等（5点）
  - (オ) 参考見積額（5点）

ただし、最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。また、提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては参加者の負担とする。
- (2) 契約の締結 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 【問い合わせ先（提出先）】

〒643-0153

和歌山県有田郡有田川町中井原 136-2

有田川町役場 産業振興部 産業課

電話番号：0737-22-4504

FAX 番号：0737-32-9555

メールアドレス：n.sangyo@town.aridagawa.lg.jp